

文教委員会資料②

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正に
伴うパブリックコメント手続の実施結果について

資料 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の
一部改正に伴うパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の
一部改正について

こども未来局

(令和元年11月14日)

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正に伴う
パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」について、連携施設の確保義務の緩和など条例改正に向けて、パブリックコメント手続を実施しました。

市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について
意見の募集期間	令和元年9月17日（火）～令和元年10月16日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより9月21日号掲載、川崎市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、こども未来局保育課にて資料閲覧 ・家庭的保育事業実施施設利用者への案内の配布
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、こども未来局保育課にて資料閲覧 ・家庭的保育事業実施施設における掲示

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	6通（11件）
電子メール	1通（2件）
FAX	4通（7件）
郵送・持参	1通（2件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、連携先を認可外保育施設とすることに関する御意見、代替保育に関する御意見などをいただきました。

御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただき、当初案のとおり条例改正の手続きを進めます。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が条例（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：条例（案）や施策に対する要望の意見であり、条例（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
連携施設全般に関すること	7 件	0	0	0	7	0
幼児教育・保育の無償化に関すること	3 件	0	0	0	0	3
その他に関すること	1 件	0	0	0	0	1
合計	11 件	0	0	0	7	4

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

<連携施設全般に関すること>

意見番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	市の認可を受けている家庭的保育室を卒園後の受入先が認可外に緩和されても、保護者には何のメリットもないように思います。保育者はどのような説明を行えば保護者に納得してもらえるのでしょうか。 (同趣旨 3件)	今般の改正については、卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときには認可外保育施設とすることができるという内容です。	D
2	家庭的保育者が病気などの際に連携施設において保育を提供する、とありますが、急な病気などの際、前日や当日に連携施設に保育をお願いすることは、本当にできるのですか。 また、家庭的保育者がお休みをする場合、連携施設に預ける以外に、子どもたちにとって環境の変わらないいつもの保育室で保育ができるようすることはできないでしょうか。 (同趣旨 2件)	本市では、家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者(家庭的保育者用研修を修了した保育士等であって、保育に専念できる者)を必置としています。 家庭的保育者が欠けている状態で保育はできませんので、代替保育を利用していただくようお願いしています。	D

<幼児教育・保育の無償化に関すること>

意見番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
3	卒園後の受入れに係る連携施設が企業主導型保育事業実施施設や、認可外保育施設也可能になることのことですが、保育料の無償化も適用されるのでしょうか。 (同趣旨 2件)	幼児教育・保育の無償化につきましては、企業主導型保育事業については、無償化の対象であり、標準的な利用料が無償となります。 また、認可外保育施設につきましても、保育の必要性のある3歳児から5歳児までの子どもは、月額3万7千円を上限に無償化されます。また、川崎認定保育園については、無償化に加え、「川崎認定保育園保育料補助」制度の適用により月額5千円の補助を受けることができます。	E

<その他に関すること>

意見番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
4	区役所からはAランクでないとまず認可保育所に入れないと言われました。B・Cランクでも入れる施設の増加、拡大を希望します。	本市においては、高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るために、認可保育所の新設など保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進し、今後も待機児童解消に向けた取組を進めてまいります。	E

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について

1. 条例改正の経緯

① 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」

本条例（平成26年9月5日条例第35号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型、C型、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）を踏まえ、規定しています。

今回、「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を受け、改正省令が本年3月29日に公布、4月1日に施行されました。

内容

- (1) 連携施設の確保義務の緩和
- (2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除
- (3) 食事提供の経過措置期間延長について
- (4) 連携施設の確保に関する経過措置期間延長について

② 「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

本条例（平成26年9月5日条例第36号）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）を踏まえ、規定しています。

省令が先行して改正されている状態でしたが、府令と省令は一致しているべきであることから、府令の改正についても令和元年5月31日付で公布、施行されました。

内容

- (1) 連携施設の確保義務の緩和
- (2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除
- (3) 連携施設の確保に関する経過措置期間延長について
- (4) 「代替保育」の提供先の緩和について

改正省令、改正府令が公布、施行されたことから、本市においても必要な改正を行います。

2. 条例の改正内容

(1) 連携施設の確保義務の緩和

市町村が、卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときには、定員が20人以上である次の施設を卒園後の受入れに係る連携施設とすることができます。

- (i) 企業主導型保育事業実施施設として政府の助成を受けている施設
- (ii) 地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設
(本市においては、川崎認定保育園が該当します。)

(2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除

3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所（定員20人以上）については、市町村長が適当と認めるときには、卒園後の受入れを行う連携施設の確保を不要とします。

(3) 食事提供の経過措置期間延長について

（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例のみの改正）

食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」とします。

(4) 連携施設の確保に関する経過措置期間延長について

連携施設を確保しないことができる「5年」の経過措置期限を更に5年延長し、「10年」とします。

(5) 「代替保育」の提供先の緩和について

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例のみの改正）

家庭的保育事業の代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することを可能とします。

＜家庭的保育事業等が確保すべき連携機能＞

(1) 卒園後の受入先の確保
(2) 保育内容の支援
(3) 代替保育(※)の実施

＜連携施設種別＞

← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※

※家庭的保育者が病気などの際に、連携施設において保育を提供する。

3. スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改正省令施行 (4/1)	改正府令施行 (5/31)			文教委員会 パブコメ実施報告 (8/23)	・パブリックコメント手続 (9/17～10/16) 		・改正条例議案上程 (予定) パブコメ結果公表 (11月)	